

改正概要説明書	
国名： フィンランド	法令名： 商標法
改正情報： 2016年10月18日改正	
改正概要：	
<p>1. 商標法第 I 章(総則)の一般規定の全面見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法は共同体商標及び国際登録についても適用される旨を明記した(第 1 条)。 ・商標の定義を独立の条文とした(第 2 条)。 ・標章の識別性の定義と判断指針について規定した(第 3 条)。 ・商標の排他的権利は商標登録簿に登録された時点で発生する原則(第 4 条)と未登録でも国内周知であれば発生しうる例外(第 4a 条)を規定した。 ・商品の必然的形状のみからなる標章は登録ができず(第 5 条)、他人の名称等は商標の一部にできない旨(第 5a 条)を規定した。 ・他人の商標と混同を生ずるおそれのある商標等は登録できない旨及び使用の定義を規定した(第 6 条)。 ・商標の排他権は自己の氏名の使用や記述的表示の使用等を妨げない旨を規定した(第 7 条)。 ・商標所有者が、欧州経済地域における商標の使用を禁ずることができる条件を規定した(第 8 条)。 ・混同を生ずるおそれのある商標を登録する場合の先願主義を規定した(第 9 条)。 ・未登録周知商標等と先願又は後願の登録商標が併存しうる旨及びその条件並びに裁判所による紛争解決方法及び混同防止措置を規定した(第 10 条, 第 10a 条, 第 11 条, 第 11a 条)。 <p>2. 商標法第 II 章(登録要件)の規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識別性について規定を整備し、使用による識別性の規定を追加した(第 13 条)。 ・不登録要件について、先行商標を具体的に明記し、また、不正出願等を追加した(第 14 条)。 <p>3. 審判請求先の規定の整備</p> <p>商標に関する決定に対する審判請求先について、フィンランド特許登録庁に関する法律の条項を準用した(第 51a 条)。</p> <p>4. 商標法第 X 章(商標の国際登録)の異議申立に基づく一部有効の規定の追加</p> <p>国際登録のフィンランド指定官庁について異議申立があった場合、拒絶理由が国際登録の一部について存在する場合、拒絶理由の存しない部分についてのみ国内で効力を有する旨の決定をする一部有効の制度を導入した(第 56d 条)。</p>	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 条—第 14 条 	

商標に関する総則が再編成され，登録要件，非登録要件が明確化された。

・ **第 51a 条**

審判請求に関し明確化された。

・ **第 56d 条**

国際登録出願における異議申立に関して明確化された。